

茨城県報 第437号

平成5年4月8日

木曜日

目次

告示

	ページ
●被爆者一般疾病医療機関の指定(保健予防課)	1
●結核予防法第36条の規定による医療機関の指定及び指定の辞退(")	2
●第二種大規模小売店舗に関する告示(商業振興課)	3
●大規模小売店舗の廃止に関する告示(")	3
●土地改良区の設立の適当決当(農地管理課)	3
●道路の区域の変更(道路維持課)	4
●道路の供用の開始(")	4
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市整備課)	5
●土地市面整理組合の設立の認可(")	5
●土地改良区役員の就退任(5件)(土地改良事務所)	6
●土地改良事業の認可(3件)(")	9

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する告示(3件)	10
------------------------------------	----

公告

●県営土地改良事業計画(3件)(農地管理課)	12
●基本測量の実施(用地課)	13
●開発行為の工事完了(5件)(建築指導課)	13
●道路の位置の指定(4件)(")	14

正誤

●平成5年3月4日付け茨城県報第427号中	15
-----------------------------	----

告示

茨城県告示第479号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)第14条の3第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定し、同条第2項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹内藤男

(指 定)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 つくばセントラル病院	牛久市柏田町1589-3	平成5年3月1日
有限会社 木 村 薬 局	つくば市手子生845	平成5年3月18日
木村薬局 学園松代支店	つくば市松代4-191	平成5年3月18日

(辞 退)

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
つくばセントラル病院	牛久市柏田町1589-3	平成5年2月28日

茨城県告示第480号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定し同条第4項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社 木 村 薬 局	つくば市手子生845	平成5年3月18日
木村薬局 学園松代支店	つくば市松代4-191	平成5年3月18日
医療法人 つくばセントラル病院	牛久市柏田町1589-3	平成5年3月1日

(辞 退)

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
つくばセントラル病院	牛久市柏田町1589-3	平成5年2月28日

茨城県告示第481号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 カワチ薬品

2 建物の名称及び所在地

株式会社 カワチ薬品下館西店

下館市大字西谷貝字梶内247-1外

茨城県告示第482号

大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の公示は、その効力を失ったので、同法第3条第5項の規定により、公示する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 吉見屋

2 建物の名称及び所在地

株式会社 吉見屋

下館市丙111-3

茨城県告示第483号

行方郡北浦村大字小幡344 齊藤昭夫ほか24名から認可申請のあった要土地改良区の設立については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類 要土地改良区定款の写し

要地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 平成5年4月9日から平成5年5月12日まで

3 縦覧の場所 北浦村役場

茨城県告示第484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成5年4月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 茨城鹿島線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
—	—	メートル —	メートル —	—
鹿島郡鹿島町宮中二丁目 5番8地先から 鹿島郡鹿島町大字下埜字新畑 1220番1地先まで		最大 38.0 最小 22.0	1,903	

茨城県告示第485号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成5年4月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹内藤男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 岩瀬土浦自転車道線	つくば市大字北条字亀井5283番3地先から つくば市大字北条字亀井5206番4地先まで	平成5年4月8日
県道 岩瀬土浦自転車道線	つくば市大字北条字亀井5227番3地先から つくば市大字北条字亀井5234番2地先まで	同 上
県道 岩瀬土浦自転車道線	つくば市大字北条字内町裏5190番3地先から つくば市大字北条字内町裏5145番2地先まで	同 上

県道 岩瀬土浦自転車道線	つくば市大字北条字内町裏4324番3地先から つくば市大字北条字内町裏4381番3地先まで	平成5年4月8日
県道 岩瀬土浦自転車道線	つくば市大字北条字内町裏4371番2地先から つくば市大字北条字中町裏4419番2地先まで	同 上
県道 岩瀬土浦自転車道線	つくば市大字北条字中町裏4428番3地先から つくば市大字北条字大塚3593番2地先まで	同 上
県道 岩瀬土浦自転車道線	つくば市大字北条字大塚3593番2地先から つくば市大字北条字大塚3389番2地先まで	同 上
県道 岩瀬土浦自転車道線	つくば市大字北条字大塚3389番2地先から つくば市大字北条字大沢2125番2地先まで	同 上

茨城県告示第486号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定に基づき日立市折笠土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

職 名	氏 名	住 所
理 事 長	國 井 誠	日立市折笠町1014番地
副理事長	小 林 和 郎	〃 〃 902番地
理 事	國 井 利 道	〃 〃 1013番地
同	沼 田 恒 明	〃 〃 341番地
同	小 林 道 弘	〃 〃 752番地
同	鈴 木 文 夫	〃 〃 690番地
同	藤 田 忠 市	〃 川尻町1丁目20番6号
監 事	國 井 春 夫	〃 折笠町1017番地
同	小 林 力	〃 〃 719番地

茨城県告示第487号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき阿見町鈴木土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可したので、同法第21条第3項の規定により公告する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組合の名称 阿見町鈴木土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成5年4月8日から平成9年3月31日まで
- 3 施行地区 稲敷郡阿見町大字鈴木字東鳳凰の一部
" " 大字若栗字西新地後の一部
- 4 事務所の所在地 稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号 阿見町役場内
- 5 設立認可の年月日 平成5年4月8日
- 6 事業年度 初年度は設立認可の日から翌年3月31日まで
次年度からは4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法 阿見町役場掲示板にて掲示

~~~~~

**茨城県告示第488号**

茨城県那珂郡大宮町に事務所を置く玉川沿岸土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき届け出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成5年4月8日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

退 任

| 住 所          | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|--------------|-----|---------|-----|
| 那珂郡大宮町八田2181 | 監 事 | 梶 山 誠 一 |     |

~~~~~

茨城県告示第489号

稲敷郡東村幸田3542番地に事務所を置く新利根川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成5年4月8日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 間 宮 松 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字椎塚1740番地	理 事	福 田 久 一 郎	

~~~~~

**茨城県告示第490号**

行方郡牛堀町大字牛堀703番地の1に事務所を置く向津土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成5年4月8日

茨城県鉾田土地改良事務所長 郡 司 脩

1 退 任

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-----------------|-----|---------|-----|
| 行方郡牛堀町大字永山411-5 | 理 事 | 浅 野 治 之 |     |
| “ “ “ 680-2     | “   | 井 関 好 惠 |     |
| “ “ “ 421-3     | “   | 伊 藤 勇   |     |
| “ “ “ 420-5     | “   | 浅 野 正 一 |     |
| “ “ “ 289-5     | “   | 本 田 守   |     |
| “ “ “ 581       | “   | 小谷野 泰 男 |     |
| “ “ “ 1092-1    | “   | 吉 川 吉之助 |     |
| “ “ “ 1245      | “   | 布 施 恒 彦 |     |
| “ “ 大字茂木57      | “   | 宮 内 龍 美 |     |
| “ “ 大字堀之内1377-1 | “   | 鬼 沢 俊 一 |     |
| “ “ 大字永山688     | 監 事 | 加 藤 文 夫 |     |
| “ “ “ 409-1     | “   | 浅 野 輝 雄 |     |

2 就 任

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-----------------|-----|---------|-----|
| 行方郡牛堀町大字永山411-5 | 理 事 | 浅 野 治 之 |     |
| “ “ “ 680-2     | “   | 井 関 好 惠 |     |
| “ “ “ 421-3     | “   | 伊 藤 勇   |     |
| “ “ “ 420-5     | “   | 浅 野 正 一 |     |
| “ “ “ 289-5     | “   | 本 田 守   |     |
| “ “ “ 581       | “   | 小谷野 泰 男 |     |
| “ “ “ 1092-1    | “   | 吉 川 吉之助 |     |
| “ “ “ 1245      | “   | 布 施 恒 彦 |     |
| “ “ 大字茂木57      | “   | 宮 内 龍 美 |     |
| “ “ 大字永山688     | 監 事 | 加 藤 文 夫 |     |
| “ “ “ 409-1     | “   | 浅 野 輝 雄 |     |

茨城県告示第491号

岩井市大字刃田1141番地の3に事務所を置く便無山下土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成5年4月8日

茨城県境土地改良事務所長 佐 竹 常 男

## 退 任

| 住 所              | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|------------------|-----|---------|-----|
| 岩井市大字神田山2645番地の3 | 理 事 | 古 矢 武 夫 |     |

## 茨城県告示第492号

北茨城市磯原町磯原1630番地北茨城市役所内に事務所を置く木皿川流域土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成5年4月8日

茨城県高萩土地改良事務所長 小 澤 榮

## 1 退 任

| 住 所            | 職 名 | 氏 名       | 摘 要 |
|----------------|-----|-----------|-----|
| 北茨城市磯原町大塚2099  | 理 事 | 平 澤 久 雄   |     |
| 〃 〃 〃 2284     | 〃   | 松 川 光 一   |     |
| 〃 〃 〃 1880     | 〃   | 平 澤 哲 雄   |     |
| 〃 〃 〃 1863     | 〃   | 豊 田 廣 男   |     |
| 〃 〃 〃 1672-1   | 〃   | 瀧 秀 雄     |     |
| 〃 〃 〃 2550     | 〃   | 鈴 木 喜 郎   |     |
| 〃 〃 木皿152      | 〃   | 村 田 廣 行   |     |
| 〃 〃 〃 242      | 〃   | 志 賀 満     |     |
| 〃 〃 〃 469-3    | 〃   | 蛭 田 壽 一   |     |
| 〃 〃 〃 397      | 〃   | 鈴 木 政 義   |     |
| 〃 〃 内野481      | 〃   | 長 瀬 正 一 郎 |     |
| 〃 〃 〃 424      | 〃   | 村 田 章     |     |
| 〃 〃 〃 485      | 〃   | 鈴 木 義 一   |     |
| 〃 〃 大塚2322     | 〃   | 大 森 繁     |     |
| 〃 華川町小豆畑1188   | 〃   | 山 縣 繁 一   |     |
| 〃 〃 〃 356      | 〃   | 山 縣 吉 祥   |     |
| 〃 〃 〃 273      | 〃   | 山 縣 猛     |     |
| 高萩市高浜町3-41     | 〃   | 山 縣 隆     |     |
| 北茨城市磯原町木皿220-3 | 監 事 | 征 矢 誠 一   |     |
| 〃 〃 大塚1986     | 〃   | 平 澤 外 茂 春 |     |

## 2 就 任

| 住 所           | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|---------------|-----|---------|-----|
| 北茨城市磯原町大塚2099 | 理 事 | 平 澤 久 雄 |     |

|                   |     |           |
|-------------------|-----|-----------|
| 北茨城市磯原町大塚 2 2 8 4 | 理 事 | 松 川 光 一   |
| “ “ “ 1 8 8 0     | “   | 平 澤 哲 雄   |
| “ “ “ 1 8 6 3     | “   | 豊 田 廣 男   |
| “ “ “ 1 6 7 2—1   | “   | 瀧 秀 雄     |
| “ “ “ 2 5 4 7     | “   | 鈴 木 孝 司   |
| “ “ “ 2 3 2 2     | “   | 大 森 繁     |
| “ “ “ 2 5 5 0     | “   | 鈴 木 喜 郎   |
| “ “ 木皿 5 5 0      | “   | 島 田 久 市   |
| “ “ “ 4 6 9—3     | “   | 蛭 田 壽 一   |
| “ “ “ 7 3         | “   | 飛 田 和 義   |
| “ “ 磯原 6 7 8—3    | “   | 鈴 木 将 充   |
| “ “ 内野 4 8 1      | “   | 長 瀬 正 一 郎 |
| “ “ “ 4 2 4       | “   | 村 田 章     |
| “ “ “ 4 8 5       | “   | 鈴 木 義 一   |
| “ 華川町小豆畑 2 5 9—2  | “   | 山 縣 弘     |
| “ “ “ 1 1 8 8     | “   | 山 縣 繁 一   |
| 高萩市高浜町 3—4 1      | “   | 山 縣 隆     |
| 北茨城市磯原町木皿 1 3 3   | 監 事 | 村 田 文 明   |
| “ “ 大塚 2 0 0 6    | “   | 鈴 木 英 二   |

茨城県告示第493号

平成4年10月14日付けで境東部土地改良区から認可申請のあった大歩地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成5年2月9日認可した。

平成5年4月8日

茨城県境土地改良事務所長 佐 竹 常 男

茨城県告示第494号

平成4年10月14日付けで境東部土地改良区から認可申請のあった喜五郎地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成5年2月9日認可した。

平成5年4月8日

茨城県境土地改良事務所長 佐 竹 常 男

**茨城県告示第495号**

平成4年10月14日付けで境東部土地改良区から認可申請のあった蛇池南地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成5年2月9日認可した。

平成5年4月8日

茨城県境土地改良事務所長 佐 竹 常 男

~~~~~

(大規模小売店舗審議会)**茨城県大規模小売店舗審議会告示第17号**

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成5年4月8日

茨城県大規模小売店舗審議会
委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称
カトーデンキ販売株式会社
 - 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
カトーデンキ那珂町バイパス店
那珂郡那珂町菅谷字堀ノ内3447-1外
 - 3 現在の閉店時刻 午後7時30分
 - 4 現在の休業日数 年間30日
 - 5 繰下げ後の閉店時刻
午後8時
 - 6 削減後の休業日数 年間28日
 - 7 閉店時刻の繰下げ及び休業日数の削減を行う年月日
平成5年5月14日
- ~~~~~

茨城県大規模小売店舗審議会告示第18号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成5年4月8日

茨城県大規模小売店舗審議会
委員長 宇野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称
長崎屋ホームセンター
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
大和田商業ビル
那珂郡那珂町菅谷3599外
- 3 閉店時刻 午後7時、年間120日に限り午後7時30分
- 4 休業日数 年間20日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第19号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成5年4月8日

茨城県大規模小売店舗審議会
委員長 宇野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称
第一家庭電器株式会社
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
第一家電学園都市店
つくば市東新井25-2

- 3 現在の店舗面積 471㎡
- 4 増加しようとする店舗面積
332㎡
- 5 店舗面積を増加する日
平成5年11月26日

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営波野台地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 県営波野台地区土地改良事業（区画整理）計画書写し
- 2 縦 覧 期 間 平成5年4月9日から平成5年5月12日まで
- 3 縦 覧 場 所 鹿島町役場

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営行戸地区土地改良事業（排水対策特別）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 県営行戸地区土地改良事業（排水対策特別）計画書写し
- 2 縦 覧 期 間 平成5年4月9日から平成5年5月12日まで
- 3 縦 覧 場 所 北浦村役場

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営要地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 県営要地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
 - 2 縦 覧 期 間 平成5年4月9日から平成5年5月12日まで
 - 3 縦 覧 場 所 北浦村役場
- ~~~~~

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条に基づく基本測量を次のとおり実施する旨建設省国土地理院長から通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 国土地理院
- 2 作 業 種 類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 3 作 業 期 間 平成5年4月5日から平成6年3月25日まで
- 4 作 業 区 域 水戸市，日立市，那珂湊市，常陸太田市，勝田市，笠間市
東茨城郡茨城町，内原町，常北町，桂村
西茨城郡友部町，七会村
那珂郡東海村，那珂町，瓜連町，大宮町
久慈郡金砂郷村

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡鹿島町大字下津字谷原山273番19，同番162，同番163，同番164
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市梅香2丁目1番39号
茨城県労働者消費生活協同組合
理事長 黒 沢 保 寿

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
つくば市大字篠崎字東田2345番1，2346番，2347番1
- 2 事業主の住所及び氏名
大阪市中央区瓦町2丁目5番14号
ホソカワミクロン株式会社
代表取締役 細 川 益 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字西牛谷字久保749番1, 751番7

2 事業主の住所及び氏名

東京都豊島区長崎2丁目29番19号

東洋科学株式会社

代表取締役 小林恒利

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町実穀字寺子1676番58

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区三田3丁目12番14号(田町菱油ビル)

三菱石油株式会社東関東支店

支店長 大倉康彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字谷井田字寺前1089-2, 1093-2, 1635-1, 同番-2, 1636-1, 同番-3, 1637-3

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈町大字谷井田1246-3

株式会社 吉原興産企画

代表取締役 吉原繁夫

●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成5年4月8日

茨城県知事 竹内藤男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
境土木指令 第240号	5.3.31	(株)塚原 観光バス (代)塚原寿夫	境町14-7	境町字三町歩 2176-31	メートル 4.08	メートル 34.84
潮土木指令 第145号	5.3.24	(有)大竹興産 (代)大竹良子	神栖町平泉 600-30	神栖町平泉字上谷原 2123-20	4.32	34.95

潮土木指令 第144号	5.3.24	野口 幸治	神栖町神栖 4-7-27	神栖町大字深芝 字権現786-1	4.20	34.90
浦土木指令 第388号	5.3.31	富田 浩	新治郡八郷町 上曾1953番地	新治郡八郷町上曾 字岩谷1372番6	4.166	24.11

正 誤

●平成5年3月4日付け、茨城県報第427号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から2	藤 田 幸 男	萩 谷 幸 男



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)